

J R東海労幹関西地「申」第10号

2021年9月15日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

2021年度職場改善諸要求の申し入れ（運輸所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、未だに職場には改善されない様々な問題が山積している。さらに毎年、新たな問題も発生する。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

記

I. 新幹線各駅・各車両所における危険箇所及び設備の改善要求

- (1) 各車両所の昇降台（手摺りのサビ・階段滑り止め・頭上の突起物・長さ等）を整備すること。
- (2) 東二両着発25番線における手歯止め使用に関し、No. 3位に変更すること。
- (3) 気温35度以上の日は、熱中症対策として巡回行路を中止すること。
- (4) 安全通路での左右確認喚呼は、「右よし・左よし」に戻すこと。
- (5) 名古屋電留線昇降台付近、安全通路付近及び東一両安全通路付近の雑草は、定期的に伐採すること。
- (6) 熱中症対策として、各駅ホームに水とお茶を設置すること。
- (7) 新大阪駅ホームに乗務員専用エレベーターを設置すること。
- (8) 大一両作業庫、16号車デッキにある階段の幅を拡張すること。
- (9) 名古屋電留線の安全通路は不安定箇所（コンクリートブロック）を整備すること。

- (10) 新横浜駅におけるホーム柵の鎖錠鍵は一か所に変更すること。また、本線留置に伴う付加時間を5分間付加すること。
- (11) 新大阪駅25番・26番線ホーム下の乗務員用鍵をダイヤルが大きくし確認しやすい鍵に変更すること。

II. コロナウイルス感染防止対策に対する要求

- (1) 検温は、職場入口（全日警詰所）で行うこと。
- (2) 検温実施に伴う、労働時間を1分付加すること。
- (3) 発熱37.5度以上時の勤務認証は、私傷病扱いとせず在宅勤務とすること。
- (4) 一時帰休及び在宅日勤等の指定については、公平・公正に扱うこと。
- (5) 全社員にPCR検査を実施すること。
- (6) 新型コロナウイルス等の感染症罹患時の勤務扱いを明確にすること。
- (7) ロッカー室内にマスク専用の蓋付きゴミ箱を設置すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染防止対策として、緊急事態宣言時は、各種委員会及び定例訓練を中止すること。
- (9) 大阪第一運輸所・大阪第二運輸所の乗務員準備室内に飛沫感染防止対策を取ることに。
- (10) 職場内の空気の換気時は、ロッカー室も含めて換気すること。
- (11) 社員が新型コロナウイルスに感染した場合、包み隠さず速やかに公表すること。

III. 責任事故等起こりうる危険箇所の改善要求

- (1) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。あるいは、名古屋車両所回送線にある停止限界標識と同じようにLEDで照査すること。

IV. 寝室・備品等、職場内設備の改善要求

- (1) 寝室のシーツ交換は社員に行わせず、業者に委託すること。
- (2) 三島車両所、寝室のハンガー掛けの高さを低くすること。
- (3) 大阪第二運輸所浴室の黒カビを掃除すること。
- (4) 大阪第二運輸所浴室の排水口を定期的に消毒と清掃をすること。
- (5) 寝室の布団及び毛布を定期的に乾燥させること。
- (6) 寝室に空気清浄機及び湿気が除去出来るエアコンプラズマクラスターに変更すること。
- (7) 各乗務員待機室に空気清浄機を設置すること。

- (8) 寢室のエアコンの清掃を定期的に行うこと。
- (9) 寢室のスリッパをゴムスリッパに変更し、定期的に変更すること。
- (10) 寢室の枕及び枕カバーを全て新調すること。
- (11) 各運輸所内の浴室に設置している洗濯機・乾燥機を増設すること。
- (12) 各ロッカーにタオル掛けを設けること。
- (13) 寢室の浴衣は、各サイズ（L/M/S）を用意すること。
- (14) 寢室のダニ対策を定期的に行うこと。
- (15) 寢室のカビ対策を定期的に行うこと。大阪第一・第二運輸所寢室のベッドに設置している照明の傘がカビだらけである。早急に撤去すること。
- (16) 東京第一運輸所の男子及び女子の寢室が老朽化している、改善すること。

V. その他の改善について

- (1) 規程類訂正は労働時間とすること。また、訓練時間内で行うこと。
- (2) 連続休暇の不可日をなくすこと。
- (3) 毎月 25 日の勤務発表時の白日をなくすこと。
- (4) 新大阪ホーム詰所は、常時使用可能とすること。
- (5) 各乗務員待機室及び各乗務員休養室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fi を設置すること。
- (6) 全乗泊に乗務員専用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。大井乗泊に乾燥機を設置すること。また、関連会社の使用は別に設けること。
- (7) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。
- (8) 三島車両所 3 F の待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。
- (9) 鳥飼車両基地内に 24 時間営業のコンビニを設置すること。
- (10) 制服ズボンのポケット内布地の強度を高めること。
- (11) 新大阪駅 21、22 番線東京方、階段前の扉のテンキーをプッシュ式に変更すること。
- (12) 乗務員に靴を貸与すること。
- (13) 合服着用時の Yシャツは、会社が貸与すること。
- (14) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。
- (15) 鳥飼車両基地内の食堂について、社員の意見を募集し委託業者の変更及びメニューの充実を図ること。
- (16) 予備勤務の指定は、公平・公正に扱うこと。
- (17) 会社は、産業医が社員との面談を必要と認めた場合、業務として取扱い

全ての時間を労働時間とすること。

- (18) 30 日以上勤務に就かない退職前提の有給休暇及び私傷病等に伴う有給休暇の場合、通勤定期券の払い戻し制度を廃止すること。
- (19) 社員の有給休暇や保存休暇に於ける、会社からの呼び出しは絶対に行わないこと。
- (20) 自然災害時における通勤障害が発生した場合、通勤手段に自家用車での通勤を認めないこと。

以 上